

#### 4 除染の対応について

|                    |  |
|--------------------|--|
| Q4-1               | 県有施設の除染対応は、これまでどのように行われてきたのか。  |
| A4-1               | <p>県は平成 24 年 4 月に「千葉県放射性物質除染実施プラン」を策定し、計画測定時に除染対策目標である毎時 0.23 マイクロシーベルトを超える線量が計測された 77 施設を除染対象施設として決めました。</p> <p>除染実施プラン対象施設の除染については、平成 25 年 3 月までに対象施設の全てについて、除染対策目標未達であることを確認しています。</p> <p>対象施設についてはモニタリングを実施し、対策目標を超えた事例はなく、線量の上昇傾向も確認されなかったため、現在は状況の変化等により測定や除染措置等が必要となった場合には、対応を行っています。</p> |
| 県庁 HP<br>該当<br>ページ | <p>○「千葉県放射性物質除染実施プラン」について<br/> <a href="https://www.pref.chiba.lg.jp/bousai/josenplan.html">https://www.pref.chiba.lg.jp/bousai/josenplan.html</a></p>   |

|                    |   |
|--------------------|---|
| Q4-2               | 庭先の線量が高いが、どうしたらよいか。   |
| A4-2               | <p>まずは線量が高い原因の箇所を簡易測定器等で探してください。軒下、雨樋、道路の側溝、植え込み等には、放射性物質を含む堆積物（落葉や土砂）がたまり、周辺の空間線量が高くなることがあります。</p> <p>放射性物質が付着した表土の削り取り、落葉や土砂の除去、雨樋下や道路の側溝の清掃など、それぞれの状況に応じて対処してください。</p> <p>表土の除去をする際は、セシウムは表土から数センチにほとんどが存在しているので、表土を薄く（5 cm 程度）削り取ったり、下層の土と入れ替える（天地返し）ことで、放射性物質の影響を抑えることができます。</p> <p>除去した土の保管方法としては、ビニール袋等で包んだ上で、地中に埋めれば放射線を遮蔽することが出来ます。敷地の端に置き、ブロック塀等で囲むのも一つの方法です。</p> |
| 県庁 HP<br>該当<br>ページ | ○   |

#### 4 除染の対応について

|                    |   |
|--------------------|---|
| Q4-3               | 除染で発生した土（汚泥）等の処分は、どうしたらよいか。   |
| A4-3               | <p>市によって取扱いが異なるので、詳細については、除染前にお住まいの市町村へ御相談をお願いします。</p> <p>一般的には、庭土、側溝の汚泥、落ち葉、その他のごみに分別されます。これらを混ぜてしまうと、回収してもらえないものが、回収してもらえなくなることもあるので、分別管理されるよう注意してください。</p> |
| 県庁 HP<br>該当<br>ページ | ○   |

|                    |   |
|--------------------|---|
| Q4-4               | 個人宅の除染を行う場合、どこに頼めばよいか。また、費用はどこかに請求できるのか。  |
| A4-4               | <p>今回の事故は、国の原子力政策の中で発生したものであり、国と東京電力の責任において負担されるべきと認識しております。</p> <p>放射性物質汚染対処特別措置法に基づく汚染状況重点調査地域に指定された以下の9市であれば、市が除染実施計画を定めて、市内の除染等の措置を実施してきたところですので、該当する場合には、除染前にお住まいの市に一度確認をお願いします。</p> <p>○ 汚染状況重点調査地域（県内9市）<br/>松戸市・野田市・佐倉市・柏市・流山市・我孫子市・鎌ヶ谷市・印西市・白井市</p> <p>なお、個人的に除染した場合の費用については、東京電力に対して損害賠償をすることが可能ですので、除染前に事前に御相談ください。（電話 0120-926-404）</p> |
| 県庁 HP<br>該当<br>ページ | ○   |

#### 4 除染の対応について

|                    |  |
|--------------------|--|
| Q4-5               | 県立学校の除染の状況について教えてほしい。  |
| A4-5               | <p>県教育庁では、平成 24 年 4 月に策定された「千葉県放射性物質除染実施プラン」に基づき、除染プラン対象施設のうち、計測測定時に除染対策目標である毎時 0.23 マイクロシーベルトを超える線量が計測された県立学校について、平成 24 年度に 19 施設の除染作業を行いました。</p> <p>その後、県教育庁では、除染実施プラン対象施設について、モニタリングを実施しましたが、対策目標値を超えた事例はなく、線量の上昇傾向も確認されませんでした。</p> <p>なお、除染実施プラン対象施設のうち、平成 26 年度に 3 施設、平成 29 年度に 6 施設の生徒等が日常的に立ち入る場所ではない局所において、除染作業を行いました。</p> <p>今後は、学校等から状況確認等の要望がある場合、必要に応じて個別に対応してまいります。</p> |
| 県庁 HP<br>該当<br>ページ | ○ 県立学校・教育関連施設の放射線量の測定結果<br><a href="https://www.pref.chiba.lg.jp/cate/baa/housha/f1/ken/kyouiku/index.html">https://www.pref.chiba.lg.jp/cate/baa/housha/f1/ken/kyouiku/index.html</a>   |